

9月定例会以降の本会議、委員会等におけるパソコン等の取扱いについて

現行の申し合わせでは、本会議へのパソコン等の持ち込みは禁止とされているが、委員会等において本年4月から本格的にペーパーレスの取り組みがスタートしたことを踏まえ、6月定例会中、本会議での取扱いを暫定的に緩和している。

9月定例会以降の取扱いに係る次の見直し案について、各会派等で検討していただきたい。

次回(7月2日開催予定)の議会運営委員会で、各会派等での検討結果を踏まえ、取扱いを決定したい。

【見直し案】

	本会議			委員会等	備考
	持込区分	使用目的	配布資料		
案1	限定持込み (発言通告者)	当該発言のための使用	書面による配布	現行の運用	6月定例会で暫定的に実施中
案2	任意持込み	議事に関する使用	書面による配布	現行の運用	
案3	原則持込み	議事に関する使用	原則、書面による配布はしない	現行の運用	本会議も委員会等と同様とする。

※県が整備したパソコンに限る。

※携帯電話及びスマートフォンの持込みは、これまでどおり禁止する。

※執行部については議員の取扱いに準ずるものとする。